

平成 22 年第 14 回教育委員会会議（臨時会）

教 育 長 報 告

1 報告事項

青少年の飲酒問題に対する取組について

2 事項の説明

(1) 保健体育課がまとめた「喫煙（たばこ）、飲酒（お酒）、薬物に関する意識調査報告書のまとめ」について（別紙）

(2) 未成年の飲酒による補導等の実態について

小・中・高校児童生徒及びその他(有職・無職少年等)の飲酒人数の推移(県警資料)					
飲 酒	小学生	中学生	高校生	その他	合計
平成 18 年	4 (1)	569(239)	1,170 (320)	2,322 (548)	4,065 (1,108)
平成 19 年	0	379 (215)	951 (282)	1,954 (445)	3,284 (942)
平成 20 年	2 (1)	246 (150)	543 (160)	984 (267)	1,775 (578)
平成 21 年	3 (1)	217 (127)	308 (114)	718 (242)	1,246 (484)
平成 22 年 (1 月～8 月末)	0	173 ( 92)	284 ( 93)	642 (155)	1,099 (340)

※( )は女子の人数で内数

※平成 22 年 8 月末は暫定値人数

(3) 児童・生徒の飲酒防止のための取組について（2010 年 4 月以降のもの）

①県教育委員会から発出した通知文等

- ・平成 22 年 4 月 2 日付 教保第 2263 号 「薬物乱用防止教室の開催について」
- ・平成 22 年 4 月 20 日付 教義第 10034 号 「連休における安全・生徒指導等の充実について」
- ・平成 22 年 4 月 21 日付 教県第 20127 号 「大型連休に向けた生徒指導について」
- ・平成 22 年 5 月 28 日付 教義第 10107 号、教県第 20318 号、教保第 10086 号、教生第 391 号  
「幼児児童生徒の健全育成及び事件・事故の未然防止を目指した生徒指導等の充実について」

- ・平成 22 年 6 月 11 日付 教県第 20351 号「未成年者の飲酒防止に係る指導の強化について」  
→全県立高等学校へ発出（「生徒の皆さんへ」及び「保護者・地域の皆さまへ」を作成）

●生徒の皆さんへ（指導のポイント）

未成年者の飲酒がいけない 6 つのワケ

- ・法律で禁止されているから
- ・成長期の身体に悪影響を及ぼすから
- ・成長期の脳細胞を壊してしまうから
- ・急性アルコール中毒になりやすいから
- ・行動抑制がきかず、事故や犯罪につながるから
- ・アルコール依存症になりやすいから

●保護者・地域の皆さまへ（依頼のポイント）

子どもたちの未来を守るために大人が守る 5 つの約束

- ・毅然として「未成年者の飲酒は NO !」
- ・「なぜいけないか」をしっかりと「説明」
- ・地域「目」で、しっかりと「見守る」
- ・保護者は、自分の子どもの在宅確認を
- ・「ゲートウェイ・ドラッグ」として認識

- ・平成 22 年 7 月 9 日付 教県第 20493 号「夏季休業中における問題行動等の未然防止について」
- ・平成 22 年 7 月 9 日付 教県第 20480 号、教義第 10153 号、教保第 10125 号、教生第 529 号  
「夜間街頭指導の充実について」
- ・平成 22 年 7 月 15 日付 教生第 616 号、「児童生徒の問題行動等未然防止に向けて」  
→沖縄県高等学校 P T A 連合会長、各県立学校 P T A 会長 あて
- ・平成 22 年 9 月 30 日付 教義第 10286 号、教県第 20752 号、教保第 10190 号、教生第 10017 号  
「幼児児童生徒の命と未来を守るための取組の充実について」

②県教育委員会の取組及び関係機関等との連携（集団飲酒等問題行動の未然防止・再発防止の注意喚起）

期日	会議・研修等	教育庁内担当課	対象及び連携機関等
4 月 9 日	平成 22 年度第 1 回県立学校校長研修会	沖縄県教育委員会	県立学校長
4 月 23 日	平成 22 年度生徒指導連絡協議会	県立学校教育課	生徒指導主任等
4 月 27 日	平成 22 年度県立学校新任校長研修会	沖縄県教育委員会	新任県立学校長
6 月 10 日	学校と警察との連絡協議会	県立学校教育課	警察関係、教育庁指導四課、福祉保健部
6 月 11 日	平成 22 年度第 2 回定例研究協議会	県高等学校校長協会	県立学校長
7 月 2 日	「青少年の深夜はいかい防止」 「未成年者飲酒防止行動」 県民一斉行動	教育委員会 指導四課	教育庁指導四課、警察、市町村、 関係団体
7 月 9 日	平成 22 年度第 3 回定例研究協議会	県高等学校校長協会	県立学校長

8月12日～ 8月20日	生徒指導等「地区講座」(県内6地区)	県立学校教育課	中学校生徒指導主任等、高等学校生徒指導主任等、
8月26日	教育委員会と公安委員会の意見交換会	県立学校教育課	沖縄県教育委員会 沖縄県公安委員会
8月30日	高校生代表者会議	県立学校教育課	各高校の生徒代表が一堂に会し、青少年の問題行動等をテーマに取り上げ「自分たちにできること」をディスカッション。飲酒問題を取り上げるグループもあった。(約170人参加)
9月3日	平成22年度第2回県立学校校長研修会	沖縄県教育委員会	県立学校長
9月21日	女子中学生集団暴行事件に係る緊急会議	義務教育課	教育庁指導四課、教育事務所長、小中高校校長会長、那覇市教育長
9月30日	女子中学生集団暴行事件に係る「社会教委育関係団体等連絡会の緊急会議」	生涯学習振興課	沖縄県PTA連合会、沖縄県高等学校PTA連合会、沖縄県子ども会育成連絡協議会等13団体
9月30日	第4回高等学校校長協会定例研究協議会	県高等学校校長協会	県立学校長
10月5日	県立学校教頭研修会	県立学校教育課	県立学校教頭

※ 県立高等学校の行事(学園祭・体育祭等)へ指導主事を派遣し、激励及び行事後の生徒の安全等について注意喚起を行う。

### ③教育庁指導四課による「幼児児童生徒の命と未来を守る取組」

- ・ 平成22年9月30日付 「幼児児童生徒の命と未来を守るための取組の充実について」文書発出
- ・ (児童・生徒向け)「私たちの命と未来を守るために」リーフレットを作成、配布。
- ・ (保護者・地域の皆さまへ)「子どもたちの命と未来を守る地域の取組!大人の責任!」リーフレットを作成、配布。
- ・ 児童・生徒向けリーフレットを活用し、各小・中・高において特設授業を展開する。
- ・ 保護者・地域向けリーフレットは、各小・中・高の児童生徒が、学校周辺の商店や公民館、地域の掲示板等に掲示依頼をしながら、取組のPR活動を展開する。(次週予定)
- ・ 「子どもたちの命と未来を守るために～教育長のメッセージ～」を教育委員会ホームページに掲載し、各小・中・高において授業等で閲覧、読み合わせ等に活用する。

## 喫煙（たばこ）、飲酒（お酒）、薬物に関する意識調査報告書のまとめ

## 1. 調査目的

沖縄県においては、平成20年に高校生の大麻事犯が発生しており憂慮すべき状況にある。このため、児童生徒の薬物等に対する意識を調査し、今後の施策の参考とする。

## 2. 調査対象児童生徒

本調査では、沖縄県全域の小・中・高校生の喫煙、飲酒、薬物に関する意識について調査したものである。

- ①小学校4・5・6学年生（18校）各学校各学年1クラス（1,741人）
  - ②中学校（18校）各学校各学年1クラス（1,759人）
  - ③高等学校（15校）各学校各学年1クラス（1,733人）
- （合計 5,233人）

## 3. 調査実施期間 平成21年12月7日～12月25日

## 4. 調査内容 平成12年に実施された「喫煙、飲酒、薬物に関する意識調査」（沖縄県教育委員会、文部省実施）と同じ調査項目

## 5. 調査結果

①「未成年者の飲酒は禁じられていますが、あなたは酒を飲みたいと思ったことがありますか」あるいは、「未成年者の喫煙は禁じられていますが、あなたはたばこを吸いたかったことがありますか」との設問では、「飲みたいと思ったことがある」「吸いたかったことがある」と回答した割合は、前回（平成12年）調査と比較しすべての学校種・学年で低下傾向にある。特に、たばこに関しては、学年が上がるにつれて顕著であり、健康影響に関する認識に改善の傾向が見られた。

また、「飲みたいと思ったことはない」「吸いたかったことはない」と回答した割合は高くなっており、規範意識の向上がみられた。

男女で比較すると、「飲みたいと思ったことがある」と回答した割合は、小学校では男子の方が若干高いが、中学・高校になると女子の方が高い数値を示したことが特徴である。

②「酒を飲むと健康に害があると思いますか」との設問では、「酒は大いに害がある」と回答した割合については、すべての学校種・学年において前回（平成12年）調査より高く、「飲酒はほとんど害がない」及び「多少はあるだろうが大した事はない」と回答した割合は、前回（平成12年）の調査より低下しており飲酒の健康影響に関する認識に改善の傾向が見られた。

③「あなたは、薬物の名前をどのようにして知りましたか」との設問では、前回（平成12年）

の調査では、薬物の名前を知ったのは、どの学年も「テレビ」が最も高く、次に「学校の授業」となっているが、今回（平成21年度）の調査では、中学校3年生から高校3年生にかけては、男女とも「学校の授業」で薬物の名前を知ったと高い数値を示した。

④「あなたは、覚せい剤などの薬物を使うことについてどのように考えていますか」との設問では、「どのような理由であれ、絶対に使うべきではないし、許されることではない」と回答した割合が最も高く、前回（平成12年）の調査と比較しても、男女ともいずれの学年においても高い数値を示し、規範意識の向上がみられた。

⑤「薬物を使うかどうかは個人の自由」と回答した割合は、前回（平成12年）の調査と比較して、すべての学校種・学年において低下し、薬物に対する考え方についての改善の傾向が見られた。

⑥「あなたは、これまで覚せい剤などの薬物について学んだり聞いたりしたことがありますか」との設問では、男女とも「あった」と回答した割合は小学校4・5年生男子と小学校4年生女子を除いて80%を超える高い割合となっている。女子では、中学校2年生以降で90%を越えており高校3年生では99%と高い割合を示した。

⑦「あなたは、覚せい剤等の薬物について何から学びましたか」との設問では、「テレビ」と回答した割合を見てみると男女とも小学校5年生までは、最も高かったが、小学校6年生以上では、「学校の授業」と回答した割合が逆転し最も高く、また、学年が上がるにつれてその割合も増加する傾向にあった。今回の調査では、「薬物について学校の授業で学んだ」と回答した割合は、前回の調査と比較し、すべての学校種・学年において増加傾向を示した。

今回（平成21年）の調査と前回（平成12年）を比較し検証する中で、すべての学校種・学年において、児童生徒の健康影響に関する認識、喫煙、飲酒、薬物等に関する正しい知識、行動選択、規範意識についての向上がみられた。

特に、薬物について「学校の授業」で学んだと回答した割合が、前回の調査と比較すると、学年が上がるにつれて増加していることから、学校教育の重要性が示唆された。

この調査結果により、どの質問項目からも、ある一定の数値の増加傾向、いわゆる健康影響に関する認識、規範意識の向上がみられることから、健康教育の成果が現れたと考えられる。

今後とも、健康教育の重要性を認識し、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体を通じて、これまで以上に健康教育を推進する必要がある。